# 第21回 喜多方市農業委員会総会議事録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和4年8月22日(月)午後1時30分

会 場 高郷総合支所 大会議室

- 2 委員定数 19名
- 3 本日の総会に出席した委員

会 長 19番 京野 貞夫

会長職務代理者 18番 齋藤 澄子

委 員

1番 高橋 忠一 2番 高野 進 3番 渡部 清孝

4番 小沢 勝則 5番 武藤 常雄 6番 二瓶 崇

7番 菊地 貴 8番 山口 久人 9番 大津 康男

10番 小林千代松 11番 平田 恭一 12番 木戸 賢治

13番 木村富士男 14番 小林 博行 16番 岩崎 茂治

17番 佐藤 光伸

- 4. 本日の総会に欠席通告した委員15番 菅井 大輔
- 5. 本日の総会に遅参通告した委員 なし
- 6 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第45号 会務報告について

報告第46号 農地法第18条第6項の規定による通知について

## 7 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 103 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変 更申請について

議案第104号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第105号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第106号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

## 8 農業委員会事務局職員

事務局長 岩下正勝

次長兼農地係長 詍 高 文 信

農政係長 大竹秀樹

熱塩加納総合支所産業建設課 (農業委員会事務局職員併任)

主 事 湯浅惣太

塩川総合支所産業建設課 (農業委員会事務局職員併任)

主 査 佐藤崇史

山都総合支所産業建設課 (農業委員会事務局職員併任)

副主查 安部吉晃

高郷総合支所産業建設課 (農業委員会事務局職員併任)

副主任主査 小林 さおり

# 9. 会議の概要

# ○会長(あいさつ)

本日は大変お忙しいところ、また真夏日の熱い中、第21回総会にご 出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、今月の8月3日から4日にかけて記録的な大雨に見舞われ、 当喜多方市も甚大な被害を受けました。皆さんご存じの様に報道では 磐越西線の鉄橋が崩落してしまったということで、列車は通れずまた、 国道の大峠では、福島県寄りはいいのですが、山形県側では崖崩れと いうことで通行止めとなっています。また、その外に幹線の崖崩れも ありました。特に中山間地域ということで、崖崩れ、それから水路が 変わってしまったから、水を導水出来ない、道路が変わってしまった からということで、今後も肥培管理に大変苦慮するのではないか、次 年度にも繋がって来るのではないかということで、大変心配でなりま せん。これについても11月に意見書の提出ありますので、その際に やはり早めにこの様な災害に備えて市が介在していただくというこ とで、要望書や意見書で揃えて参りたいと思います。また、国会議員、 県会議員、県知事が本市に来庁し現地調査ということで市長が対応し ました。本当に大きな被害ということで、県としましても急いで復旧 工事に向けて対応してくれるはずです。激甚災害の指定ということに なれば、早めの工事の着工になるのではないかと思います。本当に大 変な大雨であったと思います。また、コロナも先週4日間3000人 を超すということでありまして、本日は半分の1500人程度であり ますけども、昨日は日曜日ですし、またお盆で大分人が動いてますの で、今週も過去最多の感染者が出るのかと心配です。本当に身近なと ころであります。 隣近所でもあの人が感染したと誰が感染してもおか しくない状況ですし、基本的なことに十分注意して感染防止に努めて いただきたい。あとは米の問題ですけれども、作況は今日新聞で見ま したが、100ということで「平年並み」となっています。本県にお いては、102から105ということで「やや良」ということで豊作 が期待できるのかなということになります。価格についても新潟県が 前年対比1,500円アップということで決定した様です。本県につ いては、来月の全農の理事会の中で本年産米の概算金が決定する運び になろうかと思います。コストが原料を始め生産コストがかなり上が っています。本当に担い手の方にとっては大変だと思っています。こ れについても意見書の中で市の方に対応を求めて行くようにして行 きたいと思います。次に会務報告にあります通り第104回の県農業会議の臨時総会がありました。これは退任に伴う理事の補欠選任ということで会津よつばの前長谷川組合長、それから中央会の常務の2名が欠員になったということで、この臨時総会の中で組合長の数又組合長、中央会の今泉常務ということで2名が選任されたということになります。その後、臨時理事会の中で今度は福島県の代表理事副組合長が数又組合長が選任されたということになります。また、各市町村から提出された県、国への要望事項を農業会議で集約し、まとまりましたので、福島県知事に今月の31日に知事を訪問して要望事項を手渡すこととなっています。この様な農業情勢でありますので県、国へ対応を求めて行きたいと思います。また、この暑い中農地パトロールということで大変皆さんにはご苦労をおかけしますが、よろしくお願いしたいと思います。

本日の総会には、報告2件、議案4件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申 しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

## (開 会)

### ○議長

欠席委員は、15番 菅井大輔委員であります。

定足数に達しておりますので、これより第21回喜多方市農業委員会 総会を開会いたします。

## ○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

# ○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

## ○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。 ※(異議なしの声あり)

### ○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、3番 渡部清孝委員、4番 小沢勝則 委員を指名いたします。

## (報告事項)

## ○議長

はじめに、「報告第45号 会務報告について」、「報告第46号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第45号 会務報告について

# ○事務局

[1件を朗読、説明。]

報告第46号 農地法第18条第6項の規定による通知について

# ○事務局

[1件を朗読、説明。]

# ○議長

それではここで、報告第45号及び報告第46号の報告事項について、 ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※ (なしの声あり)

# ○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第45号及び報告第46号までは、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

### ○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第45号及び報告第46号は了承することにしました。

### (議案審議)

### ○議長

議案審議に入ります。

「議案第103号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

### ○事務局

[1件を朗読、説明。]

### ○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1 について、6番 二瓶崇委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

# ○二瓶崇委員

[No.1 について、現地調査の結果並びに補足説明]

6番二瓶です。事業計画変更の№.1について、説明いたします。去る8月9日午後3時より現地確認を行いました。立ち会い者としましては、当初の計画者は欠席でございまして、承継者 ○○○の○○○さん、大津委員と私、事務局の佐藤主査で現地確認を行いました。当申請地は、理由書にも書いてあります通り、当初の事業計画を遂行出来ないこと、また、今現在、除草等の維持管理が出来ないことを鑑みますと、宅地分譲地への事業計画の変更は妥当と判断いたしました。以上です。

### ○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第103号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※ (なしの声あり)

## ○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第103号について、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

### ○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第103号については、原案のとおり承認することに決 定いたしました。

# ○議長

続きまして、「議案第104号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

# ○事務局

[所有権移転3件を朗読、説明。]

## ○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました 所有権移転のNo.1については、10番 小林千代松委員

No. 2 については、13番 木村富士男委員

No.3 については、11番 平田恭一委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

# ○小林千代松委員

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

10番小林です。No.1の案件について、去る8月11日午後0時より現地調査並びに、譲受人の〇〇〇さんと面会しまして聞き取り調査を行いました。前々から所有権移転したかったというお話でした。本申請に伴う権利の取得については、現在も稲作をしている田については問題なく、543㎡の畑については、育苗ハウスをやっているということで、特に周辺の農地に支障を及ぼすことはなく、今後も適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

### ○木村富士男委員

[所有権移転のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明]

13番木村です。農地法第3条所有権移転案件№.2について、補足説明いたします。去る8月5日の金曜日午前11時から、○○○代表の○○○さん、その関係者の方、そして私の3人で現況の調査及び聞き取り調査を行いました。現地は、雄国山麓の中腹にあり雄国農園さるすべり館という建物と隣接する場所にある農地になります。申請農地の約3分の1くらいが法面になっており、畑として利用するには条件があまり良くないので、景観維持のため草刈によりきちんと管理がされていました。今後も荒らすことなく、きちんと管理していくとのことでしたので、今回の所有権移転については問題はないと判断いたしました。以上です。

## ○平田恭一委員

〔所有権移転のNo.3について、現地調査の結果並びに補足説明〕

11番平田です。農地法第3条所有権移転案件No.3について、去る8月8日午前8時30分頃より、申請人〇〇〇氏立ち会いのもと現地調査並びに聞き取り調査を行いました。申請地は、譲受人の自宅と隣接しており、現在既に譲受人が耕作し管理している状態でした。本申請に伴う権利の取得については、周辺農地に支障を及ぼすことなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上ご報告申し上げます。

### ○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第104号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※ (なしの声あり)

## ○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第104号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

### ○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第104号については、原案のとおり可決することに決 定いたしました。

## ○議長

続きまして、「議案第105号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

# ○事務局

[2件を朗読、説明。]

# ○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1、No.2 について、16番 岩崎茂治委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

# ○岩崎茂治委員

[No.1、No.2について、現地調査の結果並びに補足説明]

16番岩崎です。No.1の案件につきましては、今ほど事務局の方から説明があった通りでありまして、道路に隣接しており傾斜になっておりま

すが、土砂の流出等がないよう十分に締め固めを行うということでありますし、周囲に農業の用水路はなく排水路だけであります。特に周辺に農地がなく、特に問題はないと判断して参りました。なお、〇〇〇さんが不在でしたので近所の親戚である〇〇〇さん、〇〇〇行政書士が出席をしております。次にNo.2の〇〇〇さんの件でありますが、これは自宅敷地内の土地になっておりますが、理由に記載してある通り車廻しが困難であることから拡幅したいとのことでありまして、その脇も自分の畑でありますので、特に問題はないと判断して参りました。以上です。

### ○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第105号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※ (なしの声あり)

### ○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第105号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

### ○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第105号については、原案のとおり可決することに決 定いたしました。

## ○議長

続きまして、「議案第106号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

## ○事務局

[権利設定2件、所有権移転4件を朗読、説明。]

### ○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました 権利設定のNo.1については、16番 岩崎茂治委員 No.2については、2番 高野進委員

所有権移転のNo.1、No.2、No.3については、8番 山口久人委員 No.4については、6番 二瓶崇委員より現地調査の結果、並びに補足 説明がありましたら報告を求めます。

## ○岩崎茂治委員

[権利設定のNo.1 について、現地調査の結果並びに補足説明]

16番岩崎です。権利設定の№.1の案件についてご説明いたします。 8月10日午前9時半頃、申請人の○○○さん、○○○行政書士さんの出席をいただきまして現地調査を行いました。この土地については、土留め用のコンクリート擁壁を設置して土砂の流出を防ぐほか、農業用用排水についてもU字溝が設置されておりまして、特に問題はないと判断して参りました。ただ、生活用水については、井戸水を利用するということでありましたが、我々も現場を見させていただいて、隣に上三宮公民館がございますので、市の水道課と協議をして上水道を利用するということもできるのではないですかというアドバイスをして来たところであります。以上です。

# ○高野進委員

[権利設定のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明]

2番高野です。権利設定のNo.2について、実情及び現地調査の結果を報告いたします。去る8月10日午前10時20分から被設定人の〇〇〇の〇〇〇立ち会いのもと、現地調査及び聞き取り調査を行いました。なお、設定人の〇〇〇氏は都合により欠席しております。出席者は、日下推進委員と私、事務局からは山都総合支所の安部主事であります。申請地は山砂採取を目的に一時転用しようとするものでございます。山砂採取にあ

たっては、四方に柵と注意看板を設置して、転落防止を図ると共に境界から2m以上の保安距離を設け、人命の安全と災害の防止措置を講じることとしております。また、砂利、山砂の運搬時の運行にあたりましては、稲刈りや田植えなどの農繁期には一時的に運転を停止し、農耕車優先を徹底して円滑な道路通行の確保を図ることとしており、周辺農地に悪影響を及ぼすことはないものと判断いたしました。以上です。

## ○山口久人委員

〔所有権移転のNo.1、No.2、No.3について、現地調査の結果並びに補 足説明〕

8番山口です。5条移転案件No.1について、現地調査の結果を報告いた します。去る8月10日午前10時頃から現地にて、譲受人、譲渡人の代理 人○○○司法書士と私、詍高次長で調査いたしました。申請地は既に宅 地化されており、雨水は地下に浸透、汚水は合併処理浄化槽を設置し、 市道の排水へ流すとのことです。東側は道路に面しており、西側、南側 は農地でありますが、振興住宅地であり周辺の農地に支障はないものと 判断いたしました。次に移転の案件No.2についてですが、8月10日午前 10時20分頃から現地にて譲渡人の○○○氏、○○○行政書士事務所の○ ○氏、岩崎委員、詍高次長、私の立ち会いで調査いたしました。申請地 は整地してあり、土砂の流出はないものと思われます。周りに農地はな く、雨水は地下に浸透、汚水は合併処理浄化槽を設置し、処理水は西側 の側溝に流します。したがって、周辺に支障を及ぼすことはないと判断 いたしました。続いて移転の案件No.3についてですが、8月10日午前10 時40分頃から現地にて譲受人の○○○の社長さん、譲渡人の○○○氏は 欠席で○○○氏は出席、岩崎委員と詍高次長、私で調査いたしました。 申請地は〇〇〇の隣接地でありまして、利用価値も高く車両置場、従業 員の駐車場、道具置場として利用するため、申請地内に水路はあります が、U字溝等を敷設しまして、そこに蓋がけして管理します。地盤は十 分に締め固めをして、流出防止を図ります。よって、周辺の農地には支

—— 12 ——

障はないと判断いたしました。以上です。

## ○二瓶崇委員

〔所有権移転のNo.4について、現地調査の結果並びに補足説明〕

6番二瓶です。農地法第5条移転の№4について、説明いたします。去る8月9日午後3時頃より現地確認を行いました。立ち会いの方としましては、譲渡人の両名は欠席であります。譲受人の〇〇〇の営業担当、大津委員、私、塩川支所の佐藤主査と行いました。当申請地は、西側、東側は道路でありまして、また北側、南側は宅地で建物が建っております。ここを宅地造成工事を行いまして、隣地への土砂の流出等を防止するということです。また、周辺には農地はなく住宅地となっておりまして、営農に支障を及ぼす恐れはなく、何ら問題ないと判断いたしました。なお、土地利用計画図にもあります通り12番10を含めて宅地分譲する契約をしたそうです。以上です。

### ○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第106号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※ (なしの声あり)

### ○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第106号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

### ○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第106号については、原案のとおり可決することに決 定いたしました。

# ○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第21回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

(閉 会) 14:30